

## 第4 地方交付税関係

# 平成27年度普通交付税（市町村分）について

## 1 当初算定

### （1）本県市町村分の算定結果

軽井沢町を除く76市町村に2,391億9,955万4千円が交付された。これは前年度（当初）に比べ12億184万6千円（0.5%）の減となった（全国市町村分は0.5%の減）。臨時財政対策債発行可能額を加えた額は2,794億7,930万9千円、前年度（当初）に比べ54億3,177万1千円（1.9%）の減となった（全国市町村分は3.0%の減）。

### （2）主な算定方法の改正点

- ① 地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）に対応し、既存の「地域の元気創造事業費」（4,000億円、うち100億円は特別交付税）に加えて、新たな費目「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円）が設けられ、算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映することとされた。
- ② 地方財政計画の歳出における特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」（8,450億円）に対応し、臨時費目「地域経済・雇用対策費」により4,400億円程度、既存費目の単位費用への算入により4,050億円程度が算定された。
- ③ 平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成26年度に引き続き支所の財政需要について加算するほか、消防費や清掃費について、標準団体の面積の見直しに伴う単位費用の見直しや人口密度等による需要の割り増しを行い、平成27年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映することとしている。

### （3）臨時財政対策債発行可能額

地方財源の不足に対処するため平成26年度からの3年間、地方財政法第5条の特例として発行されることとなった。（平成13年度から平成25年度の間においても、同様に発行されている。）臨時財政対策債発行可能額の配分割合については、財源不足が生じている地方団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出する「財源不足額基礎方式」により算出された。

なお、県内市町村分の発行可能額は402億7,975万5千円で、前年度に比べ、42億2,992万5千円（9.5%）の減となった。

### （4）地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するため、各地方団体の住宅借入金等特別税額控除見込額を基礎として算定された。なお、地方特例交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全地方団体が交付対象となる。

## 2 1月追加交付（調整復活）

平成27年7月の交付決定の際、各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超えたことにより普通交付税の総額が不足したため、各地方団体の基準財政需要額に一定の率（調整率）を乗じた額（調整額）を減額して交付決定された。

平成28年1月に平成27年度国補正予算（第1号）が成立し、地方交付税総額が増額されたことを受けて調整額の復活が行われ、当初交付決定で減額した額が追加交付された。

本県では、軽井沢町を除く76市町村に5億5,725万6千円が追加交付された。これにより、平成27年度の普通交付税額（調整復活後）は2,397億5,681万円となり、前年度（調整復活後）と比べ10億2,533万3千円（0.4%、全国市町村分は0.4%）の減となった。臨時財政対策債発行可能額を加えた額は2,800億3,656万5千円で、前年度（調整復活後）に比べ52億5,525万8千円（1.8%）の減となった。

※各表の数値は、特に記載のない限り、調整復活後のものである。